(罰則)

第五十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、二年以下の 拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

改正後

- 第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>拘禁刑</u>又は五十 万円以下の罰金に処する。
 - 一 第三十六条の規定に違反した者
 - 二 第二十九条の規定に違反して、同条第一号から第三号までに掲げる行為 をする場所を提供し、又はあっせんした者
 - 三 第四十三条第一項の規定に違反して、同項第一号、第三号又は第四号に 掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要し、又 はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は 便宜を供与した者

四 第四十三条第二項又は第三項の規定に違反した者

- 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の<u>拘禁刑</u>又は五十 万円以下の罰金に処する。
 - 一 常習として第二十二条第一項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条第三項の規定に違反した者
 - 三 第四十三条第四項又は第五項の規定に違反した者 附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前

(罰則)

第五十三条 第三十五条第一項又は第二項の規定に違反した者は、二年以下の <u>懲役</u>又は百万円以下の罰金に処する。

改正前

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の<u>懲役</u>又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十六条の規定に違反した者
- 二 第二十九条の規定に違反して、同条第一号から第三号までに掲げる行為 をする場所を提供し、又はあっせんした者
- 三 第四十三条第一項の規定に違反して、同項第一号、第三号又は第四号に 掲げる行為を行うよう勧誘し、あおり、そそのかし、若しくは強要し、又 はこれらの行為を行わせる目的をもって金品その他の財産上の利益又は 便宜を供与した者

四 第四十三条第二項又は第三項の規定に違反した者

- 第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の<u>懲役</u>又は五十 万円以下の罰金に処する。
 - 一 常習として第二十二条第一項の規定に違反した者
 - 二 第二十四条第三項の規定に違反した者
- 三 第四十三条第四項又は第五項の規定に違反した者 (新設)

改正後
の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則
に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条
の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」とい
う。) 第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。) (有期のものに限る。
以下同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有
期のものに限る。以下同じ。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧
拘留」という。) が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの
刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じく
する拘留とする。
(人の資格に関する経過措置)
第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従
前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃
止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適
用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期
拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に
処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。